

# 第 1 中央卸売市場の目的等

## 1 中央卸売市場の目的及び役割

中央卸売市場は、卸売市場法（昭和46年法律第35号：改正平成30年法律第62号）に基づき農林水産大臣の認定を受けることで中央卸売市場と称することができるものであり、毎日の生活に欠くことのできない水産物・青果物・食肉・花きなどの生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための卸売の拠点となっている。

生鮮食料品等は、鮮度が低下しやすいため長期にわたる保存が難しく、その鮮度によって商品の価値が著しく変化する。また、その需要量に変動が少ないにもかかわらず、供給量（生産量）は天候その他の自然条件によって極めて大きく左右されるという商品特性を持っている。

このため、生鮮食料品等の円滑な供給と消費生活の安定を図り、公正かつ迅速な取引を確保することを目的として、開設者が、衛生的かつ効率的な施設の建設や、一定の経費負担を行うなど、市場の管理・運営にあたっている。

中央卸売市場の果たしている役割は以下のとおりである。

- ・集 荷 … 国内外から大量、多種類の品物を集めている。
- ・公正な価格形成 … せり売及び入札並びに相対取引により公正な価格が形成されている。
- ・分 荷 … 多数の小売業者等へ迅速に販売し、荷を捌いている。
- ・確実な取引の決済 … 早期支払いの努力義務及び代払制度により確実な代金決済を行っている。
- ・流通経費の削減 … 大量流通により経費が削減される。
- ・正確な情報提供 … 卸売予定数量・販売結果等を公表している。
- ・衛生の保持 … 衛生的な施設の確保と食品衛生法に基づく検査を行っている。

## 2 中央卸売市場の経由量

生鮮食料品等の全国総流通量に占める全国市場（中央卸売市場・地方卸売市場）、全国総流通量に占める全国中央卸売市場、東京都中央卸売市場それぞれの経由量及び割合は下表のとおりである。

令和元年度データ（単位：千トン（花きは億円）、%）

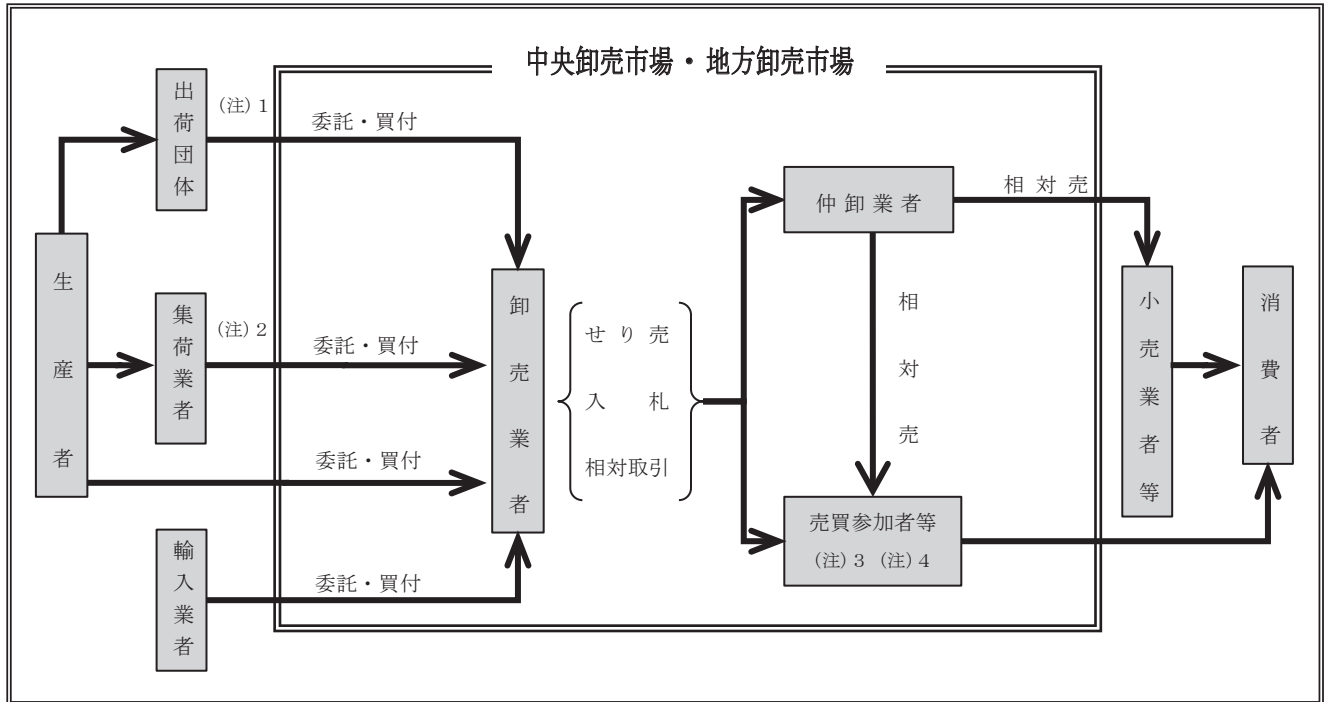
	全国総流通量 A	全国市場 B	割合 B/A	全国中央卸売市場 C	割合 C/A	東京都中央卸売市場 D	割合 D/A
水産物	5,428	2,522	46.5	1,834	33.8	365	6.7
青果物	野菜	13,962	8,827	63.2	5,521	1,517	10.9
	果実	7,437	2,646	35.6	1,534	410	5.5
	計	21,399	11,473	53.6	7,055	1,961	9.2
食肉	牛	1,361	154	11.3	112	61	4.5
	豚	2,690	160	6.0	75	16	0.6
	計	4,051	314	7.8	188	77	1.9
花き	4,341	3,047	70.2	1,092	25.2	806	18.6

（注） 単位未満を四捨五入してあるので、合計数値と内訳の合計とは一致しない場合がある。

（資料） 令和4年8月発行 農林水産省「令和3年度卸売市場データ集」

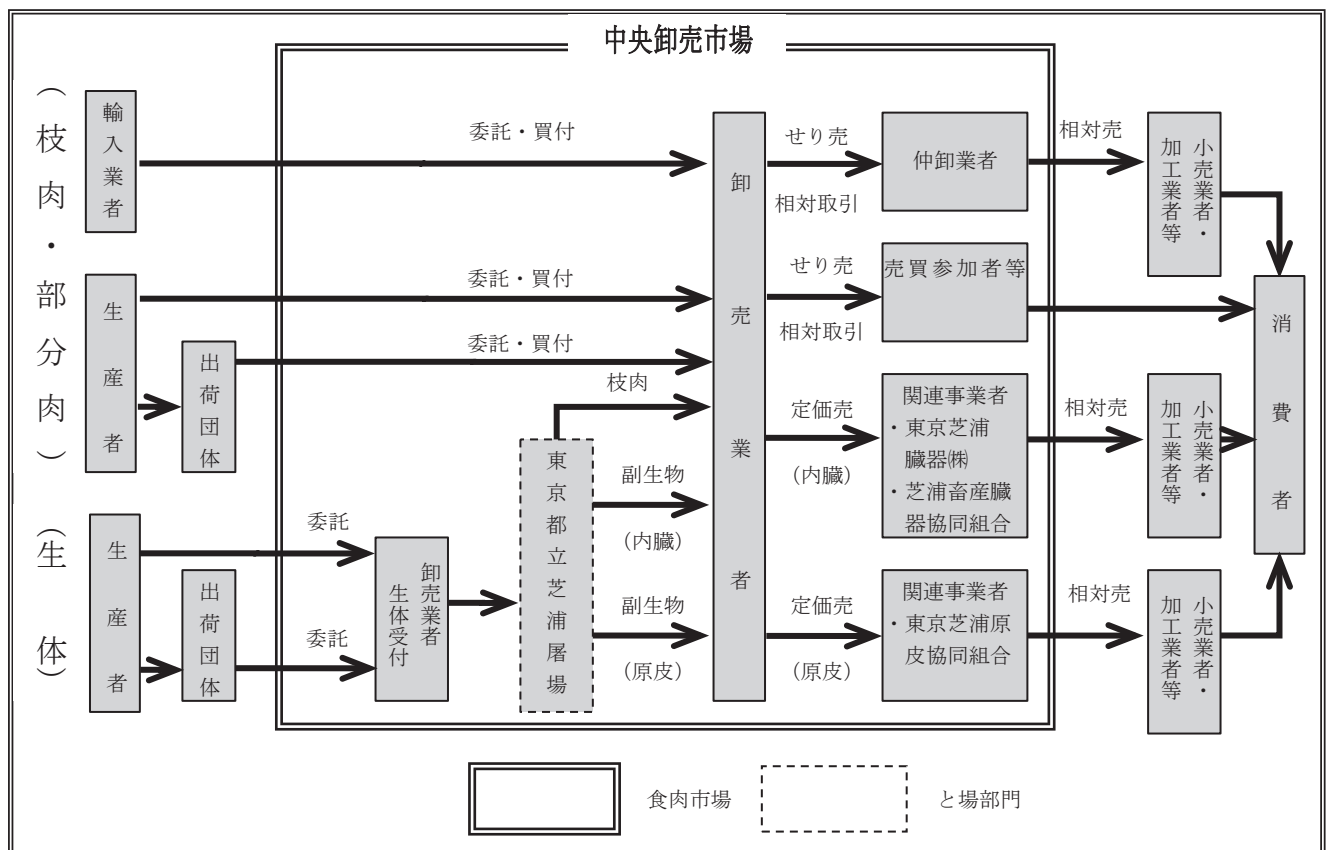
### 3 市場流通のしくみ

#### (1) 水産物、青果物、花き



- (注) 1 出荷団体とは、農協・漁協・出荷組合等をいう。
- 2 集荷業者とは、いわゆる「産地仲買人」をいう。
- 3 「青果」や「花き」の小売業者の多くは、売買参加者の資格を有しており、卸売業者から購入することができる。
- 4 「水産」で売買参加者の資格を有しているものは、加工業者・量販店等であり、一般の小売商は仲卸業者から購入している。
- 5 仲卸業者及び売買参加者は、せり売及び入札に参加することができる。

#### (2) 食 肉



## 4 市場流通の関係機関及び業者等

市場流通に関する機関、業者等は次のとおりである。（数値：令和4年度）

### (1) 農林水産大臣

農林水産大臣は**卸売市場法**に基づき、卸売市場の開設・運営に対する権限を有しており、我が国の生鮮食料品等の流通の円滑化を図っている。

農林水産大臣の有する権限は、ア 卸売市場に関する基本方針の制定、イ 中央卸売市場の認定、ウ 開設者に対する検査、指導、措置命令及び助言、エ 開設者に対し中央卸売市場の運営の状況といった事項について報告を義務付け、オ 中央卸売市場整備のための補助などである。

### (2) 開設者

東京都中央卸売市場の開設者である東京都は、生鮮食料品等の円滑な供給の確保と都民の消費生活の安定に資することを目的として、**東京都中央卸売市場条例**に基づき、市場の取引業務及び施設使用の適正かつ健全な運営を図っている。

東京都が担っている業務の内容は、ア 業務規程の制定・改廃（注）、イ 業務の指導監督、ウ 市場業者の経営改善、エ 施設使用の許可及び維持管理、オ 施設整備計画の実施、カ 施設の付帯事業の運営、キ 市場内の警備及び衛生の維持、ク 市場情報の提供、ケ 東京都卸売市場審議会及び東京都中央卸売市場取引業務運営協議会の運営などである。

なお、東京都では、**と畜場法**及び**東京都立芝浦屠場条例**に基づくと場の設置及びと畜解体事業も行っている。

（注）卸売市場法に定められている「業務規程」として、東京都では「東京都中央卸売市場条例」及び「東京都中央卸売市場条例施行規則」を制定している。

### (3) 出荷者

出荷者は、市場取引にとって欠くことのできない存在であり、市場関係法令でも間接的にその正当な利益が保護されている。大消費地市場であり、かつ、集散市場としての性格を持つ東京都中央卸売市場にあっては、出荷者の範囲は全国に及んでいる。

出荷者には以下のものがある。

#### ア 生産者

農家、漁家、漁業会社、食品加工業者など自ら生産する者をいう。

生産者が直接市場に出荷するものとしては、水産物では近海鮮魚類、冷凍魚、塩干加工品、貝類、淡水魚などがあり、全体の約2%と極めて少ない。青果物では、近県で栽培される軟弱野菜が主なもので、全体の約5%、食肉では全体で約17%、花きは主に近県の切花、鉢物等を中心に約42%である。

#### イ 出荷団体

農業協同組合、漁業協同組合、園芸組合、出荷組合など、生産者が共同して出荷する組織体をいう。青果物は、この形態により出荷されるものが多く、青果物全体の約71%に達する。食肉でも約56%を占める。花きは切花約58%、鉢物約17%であるが、水産物は少なく約4%に留まっている。

## ウ 集荷業者

いわゆる産地仲買人と称するもので、生産者から自己の計算によって生産物を買取り、市場に出荷する者をいう。青果物においては、青森県のりんご出荷者などの特定の地域における特定の商品についてわずかに見受けられるにすぎないが、水産物については産地市場の発達とあいまって、全体の約51%が、また、食肉については全体の約25%が、集荷業者によって出荷されている。

## エ 輸入業者

広義の集荷業者といえるが、国内の需要を満たすため、水産物、青果物、食肉及び花きなどの生鮮食料品等を輸入し、市場に出荷する者である。

## オ 花き流通における共同荷受機関

東京都内の花き卸売業者がいったん共同で荷を受け、積み替え作業を行う経由施設をいう。

これは、東京都内の花き市場の取扱規模は概ね小さかったことから、いったん市場外に設けた共同荷受機関に荷を集め、仕分け・分別を行い各市場に配送することにより、運送費などの経費を削減するために設置されたものである。

現在は、多くの花き地方卸売市場が中央卸売市場に收容されるとともに、取扱規模が大きくなり、また、産地の大型化などにより直接市場に搬入される傾向が強くなったため、共同荷受機関における取扱量は減少している。なお、このような機能を果たしている機関は、都内に2か所（大田区・江東区）存在している。

## (4) 市場内業者

### ア 卸売業者

卸売業者は、知事による市場施設の使用許可を受けて、出荷者から販売委託された品物や買付集荷した品物を市場内卸売場において仲卸業者や売買参加者等に卸売する者をいう。

卸売業者は、卸売市場において集荷機能という重要な役割を担っている。集荷は、出荷者からの販売委託による「受託集荷」と「買付集荷」の方法により行われている。受託集荷の場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならない。また、受託集荷においては、卸売業者はその卸売金額に対し予め提示している一定の料率による手数料を収受する。

販売は、取扱物品の特性に応じて、「せり売若しくは入札」又は「相対取引」の方法による。せり売又は入札の方法により卸売を行う物品の種類及び数量又は割合は、市場ごとに取扱品目別取引委員会の意見を聴き知事が定める。

このように、卸売市場において重要な役割を担う卸売業者に対し、開設者は、卸売市場における公正な取引環境を確保するため、取引状況や財務内容について監督・検査を行っている。

また、卸売業者は、インターネットの利用等により売買取引の条件や結果等を公表しなければならない。

### イ 仲卸業者

知事による市場施設の使用許可を受けて、卸売業者が行う売買取引に参加し、買い受けた物品を市場内の店舗・荷捌施設で仕分けし、又は調製して販売する者をいう。仲卸業者は、卸売業者と並んで、市場機構の中心を成すものであり、その主な役割は物品の「評価」及び「分荷」である。

市場におけるせり売は、上場された物品に対して、最も高い金額を提示したものに販売されるため、価格は、仲卸業者を中心とする買手側の評価に基づいて決定される。また、相対取引

においても一定の相場を形成するなど、評価機能を発揮している。したがって、仲卸業者には、生産や消費の動向を的確に把握し、品質や鮮度を正確に判断し、それらを総合した適切な価格を見定める能力が要求されることになる。

仲卸業者のもう一つの主な役割は分荷機能である。大量かつ多種多様な物品が集中する市場においては、卸売業者が直接、短時間に小売商や飲食業者に販売することは、困難である。仲卸業者は比較的少量で多様な品揃えを必要とする買出人の需要に応えるために、必要な仕分け、調製を行い販売している。

このように、仲卸業者は、自己の評価による売買取引を通して価格を形成し、買出人への分荷を行うという重要な機能を有している。そこで行われる自由な競争により、需要と供給の関係が正しく反映された、適切な価格形成が行われている。

## ウ 関連事業者

知事による市場施設の使用許可又は市場事業に係る土地の貸付けを受けて、買出人を中心とする市場利用者を対象に、各種の業務を営む者をいう。業務の種類は多岐にわたるが、流通の一翼を担う「流通補完業務」（運送業・買荷保管業・冷蔵庫業）、市場利用者への便益提供のために「物販・飲食業務」（用品販売業・関連食料品等販売業・その他販売業・飲食業）、「加工・サービス業務」（取扱物品加工業・サービス提供業）がある。

### (5) 売買参加者

小売商、加工業者、地方卸売市場業者等のうち、開設者の承認を受けて、卸売業者が行うせり売又は入札の方法による卸売に、仲卸業者と同じ立場で参加できるものをいう。売買参加者には仲卸業者と同様の評価機能と分荷機能が求められている。

水産物・食肉関係では、その大半が大口需要者であるが、青果物・花き関係では、小売商である。

このように、水産物・食肉と青果物・花きによって取扱いが異なっている原因としては、青果物・花きにおいては、取引単位及びその価格が比較的小さいために、売買参加者が卸売業者と直接取引を行うことが可能であるのに対して、水産物・食肉では、買出人が処理できる程度に取引単位及び価格を小さくすることが困難であることなどが挙げられる。

なお、売買参加者は、必要に応じて仲卸業者からの仕入れも行っている。

※ 市場内業者（卸売業者・仲卸業者・関連事業者は知事の市場施設の使用許可）及び売買参加者（知事の承認）の全市場の業者総数は下表のとおりである。

（令和5年4月1日現在）

	卸売業者数	仲卸業者数	関連事業者数	売買参加者数
水産	10	537	295	342
青果	15	320		3,059
食肉	1	24		153
花き	7	43		3,940
合計	33	924	295	7,494

## (6) 買出人

仲卸業者から生鮮食料品等を買受け、その物品を市場外で販売する小売商、地方卸売市場業者、買受けた物品を原料として食料品その他を生産し販売する加工業者、買受けた物品を自ら消費する大口消費者（病院、学校、職場の給食等）・飲食業者等をいう。

これらの買出人の数は、全市場で数万人に達するとみられ、その範囲は、都内・周辺各県ばかりでなく、遠く東北・北海道・関西地方にまで達している。

このことは、東京都中央卸売市場が都民へ生鮮食料品等を供給しているばかりでなく、広域的な集散市場として、我が国の生鮮食料品等の流通機構において重要な役割を果たしていることを示している。

## (7) 市場関係団体等

### ア 市場衛生検査所

東京都保健医療局が設置するもので、**食品衛生法等**に基づく監視指導や試験検査を行い、不良食品の一般流通を未然に防止することによって生鮮食料品等の安全確保に努めている。

### イ 関係団体

中央卸売市場には、生鮮食料品等の流通機構に関係する多くの業者が集中しているため、これらの組織する組合又は諸団体がある。

### ウ その他

以上のほか、市場利用者の利便を図る目的で、郵便局や診療所などが置かれている市場もある。